

FEB. 2024

別記第三十一号の四様式(第七条、第二十条、第四十四条関係)

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏 名
Name

NGUYEN DUC TRUNG

国籍・地域
Nationality/Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の
特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号
に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関
及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称: 有限会社トキオ

所在地: 栃木県栃木市大平町富田1195

・特定産業分野: 建設

(参考)

従事する業務区分は、建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築
物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作
業等に従事)とする。

1. FEB. 2024

日 本 国 法 務 大 臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT